

## 「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準

「ひめの凜」栽培者認定制度実施要項第5条（3）に基づき、「ひめの凜」プレミアムクオリティ基準を次のとおり定める。

### 《基準の考え方》

「ひめの凜」は、県内外の消費者・販売事業者等から良食味米として非常に高い評価を得ている本県オリジナル品種であるが、本基準は、全国の数ある銘柄米の中で「ひめの凜」が高級ブランド米としての地位を確立することを目的とし、特に「ひめの凜」が持つ良食味の特性を最大限に実感できる基準として設定するものである。

	項 目	基 準
栽培基準	種子	自家採種によらず、種子を更新していること。
	移植日	原則6月22日までに移植すること。ただし、標高100m以上の地域は、原則6月15日までに移植すること。
	施肥管理	穂肥診断に基づいた施肥管理を行っていること。
	防除	いもち病等の基幹防除を行っていること。 (種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び、本田防除1回以上)
品質基準	区分	プレミアムクオリティ
	検査等級（農産物検査）	1等
	玄米タンパク質含有率 （水分15%）	6.3%以下
	水分	14.0～15.0%
	ふるい目	1.85mm以上

注) 販売にあたっては『「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン』を遵守すること。

### 附 則

- 1 この基準は、平成30年11月26日から施行する。

### 附 則

- 1 この基準は、令和3年10月1日から施行し、令和4年産から適用する。
- 2 令和3年産までについては、なお従前の例により取り扱う。

### 附 則

- 1 この基準は、令和5年10月24日から施行し、令和6年産から適用する。
- 2 令和5年産までについては、なお従前の例により取り扱う。

### 附 則

- 1 この基準は、令和6年11月28日から施行し、令和7年産から適用する。
- 2 令和6年産までについては、なお従前の例により取り扱う。